

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 1 月 25 日 (火) 号外第 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 (1) (産業振興総室) 4 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (2) (子育て支援総室) 5 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する 規則 (3) (〃) 9
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

厚生労働大臣が定める指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の基準の一部が改正され、修業教科目の名称等が改正されたことに伴い、保育専門学院の修業教科目の名称、単位数等の見直しを行う。

2 規則の概要

(1) 修業教科目等の変更

ア 系列の名称の改正

改正前	改正後
保育の本質・目的の理解に関する科目	保育の本質・目的に関する科目
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育の内容・方法に関する科目
基礎技能	保育の表現技術

イ 修業教科目の新設

次に掲げる修業教科目を新たに設置する。

- (ア) 保育者論
- (イ) 保育の心理学
- (ウ) 保育の心理学
- (エ) 保育課程論
- (オ) 保育相談支援

ウ 修業教科目の名称の改正

改正前	改正後
社会福祉援助技術	相談援助
児童福祉	児童家庭福祉
養護原理	社会的養護
小児保健Ⅰ、小児保健Ⅱ、小児保健Ⅲ、精神保健	子どもの保健Ⅰ、子どもの保健Ⅱ、子どもの保健Ⅲ
小児栄養Ⅰ、小児栄養Ⅱ	子どもの食と栄養Ⅰ、子どもの食と栄養Ⅱ
家族援助論	家庭支援論
養護内容	社会的養護内容
総合演習	保育実践演習

エ 修業教科目の単位数の改正を行う。

オ アからエまでに掲げるもののほか修業教科目等について、英語を英語Ⅰ及び英語Ⅱに分割する等所要の改正を行う。

(2) 卒業に必要な単位数の改正

	改正前	改正後
教養科目	10単位	8単位
必修科目	50単位	53単位
選択必修科目	10単位	9単位

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成23年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

1 規則の改正理由

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童のうち一定のものの扶養義務者等が医療機関に支払うべき負担金の額の決定のときに使用する所得税額の計算方法について改正を行う。

2 規則の概要

(1) 慢性特定疾患の児童の扶養義務者等の負担金の額の決定のときに使用する所得税額を算定する際に適用しない控除に次に掲げる控除を追加する。

ア 家屋をバリアフリー又は一般断熱改修工事をし、居住した場合において、所得の額の控除の特例の適用を受ける場合の当該控除

イ 認定長期優良住宅の新築等をした場合において、所得の額の控除の特例の適用を受ける場合の当該控除

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）の施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
系列	修業教科目	授業の方法	単位数	系列	修業教科目	授業の方法	単位数
教養科目	略			教養科目	略		
	英語	演習	1		英語	演習	2
	英語	演習	1		略		
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2
	教育原理	講義	2		社会福祉援助技術	演習	2
	児童家庭福祉	講義	2		児童福祉	講義	2
	社会福祉	講義	2		保育原理	講義	2
	相談援助	演習	1		保育原理	講義	2
	社会的養護	講義	2		養護原理	講義	2
	保育者論	講義	2		教育原理	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2
	保育の心理学	演習	1		教育心理学	講義	2
	子どもの保健	講義	2		小児保健	講義	2
	子どもの保健	講義	2		小児保健	講義	2
	子どもの保健	演習	1		小児保健	実習	1
	子どもの食と栄養	演習	1		小児栄養	演習	1
修	子どもの食と栄養	演習	1	修	小児栄養	演習	1

必修科目	障害児(者)支援	演習	2	
	保育の表現技術	ピアノ(基礎)	演習	2
		児童文化	演習	1
		表現演習	演習	1
		表現演習	演習	1
		表現演習	演習	1
		音楽	演習	1
		レクリエーション指導法	演習	1
	保育実習	保育実習	実習	2
		保育実習指導	演習	1
保育実習		実習	2	
保育実習指導		演習	1	
略				

別表第2(第9条関係)

系列	単位数
教養科目	8
必修科目	53
選択必修科目	9

備考 略

- 1及び2 略
- 3 選択必修科目のうち障害児(者)福祉、障害児(者)支援並びに障害児(者)支援実習の科目を履修し、及び単位を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修(障害者等(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。)に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。)に係る2級課程の修了証明書を授与する。

必修科目	レクリエーション指導法	演習	1
	気になる子保育演習	演習	1
	障害児(者)支援	演習	2
	保育計画論	演習	1
基礎技能	ピアノ	演習	2
	ピアノ	演習	1
	音楽	演習	1
	体育指導法	演習	1
保育実習	保育実習	実習	2
	保育実習	実習	2
	略		

別表第2(第9条関係)

系列	単位数
教養科目	10
必修科目	50
選択必修科目	10

備考

- 1及び2 略
- 3 選択必修科目のうち障害児(者)福祉、障害児(者)支援並びに障害児(者)支援実習の科目及び単位数を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修(障害者等(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。)に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。)に係る2級課程の修了証明書を授与する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日 職 氏 名 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 0 auto;">印</div>	指定保育士養成施設鳥取県立保育専門学院において必要な 修業教科目を履修し及び単位を修得したことを証する	割 り 印	第 号 卒 業 証 書 氏 名 年 月 日 生
--	--	-------------	--

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日 職 氏 名 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 0 auto;">印</div>	鳥取県立保育専門学院の課程を修了したことを証する	割 り 印	第 号 卒 業 証 書 氏 名 年 月 日 生
--	--------------------------	-------------	--

様式第 9 号の 2 (第 18 条の 3 関係)

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

様式第 9 号の 2 (第 18 条の 3 関係)

略

注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 9 号の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程並びに卒業に必要な修業教科目数及び単位数については、改正後の鳥取県立保育専門学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から<u>6月まで</u>に行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第78条第1項の規定による控除（当該控除に係る寄附金が同条第2項第1号に該当するものであるとき、又は同項第2号若しくは第3号に該当するものであるとき（当該寄附金が地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に該当するものであるときに限る。））に行われる控除に限る。）又は所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで若しくは租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項若しくは第2項、第41条の19の4第1項若しくは第2項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額）をいう。</p> <p>（5）～（7） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から<u>6月</u>に行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第78条第1項、同条第2項第1号、同項第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第78条第2項第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額）をいう。</p> <p>（5）～（7） 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う医療の給付の措置に要する費用の負担命令について適用し、同日前に行われた医療の給付の措置に要する費用の負担命令については、なお従前の例による。